令和９年度さいたま市男女共同参画推進センター
公募型共催事業の実施に係る企画提案　募集要項



さいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）では、男女共同参画の視点をもって地域の課題解決を目指す企画を募集します。

事業の実施団体は、会議室・プレイルーム（託児室）・設備備品の無料貸出や、実施事業についての広報サポート（市ＨＰへの掲載、チラシの市公共施設への配架、等）を受けることが出来ます。

「令和９年度さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業実施要領」もご確認のうえ、ご応募ください。

１　実施期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

２　実施場所

さいたま市男女共同参画推進センター
さいたま市大宮区桜木町１－１０－１８　シーノ大宮センタープラザ３階
もしくは、オンライン

３　応募資格

男女共同参画の推進に資する事業を行っており、次のすべての要件を満たすものとします。

（１）３人以上の構成員を有する、営利を目的としない団体であること
（２）さいたま市内を主たる活動地域とする団体であること
（３）提案事業実施に関し、組織的に対応できる体制を有すること
（４）講座を実施する場合は、講座を的確に実施できる知識等を有し、１年以上の講師経験を有する者を必要数確保できること
（５）さいたま市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に取り扱うことができること
（６）さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８６号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２項に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
（７）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としない団体
（８）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない団体
（９）特定公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体
（10）各種法令に違反する行為を行っていないこと

４　事業の内容

男女共同参画の推進に寄与すると認められる講座、講演会、ワークショップ等とします。

なお、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象外とします。

（１）政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの

（２）主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類すること等私的な利益を目的とするもの

（３）団体への入会勧誘を目的としているもの

（４）激しい動きによる振動、騒音、大声等を発し、他の利用者へ迷惑を及ぼすもの

（５）その他、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

※　参加費は１回に付き１，０００円以下（資料代を含む）とする。ただし、材料費を徴収する場合は実費相当分を上乗せすることができる（支出を上回る収入となる参加費を設定することは不可とする。）。

５　応募方法

（１）提出書類

「さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の実施に係る企画提案参加申請書（様式第１号）」（以下「企画提案書等」という。）　１部

（２）提出先

さいたま市男女共同参画推進センター

〒３３０－０８５４

さいたま市大宮区桜木町１－１０－１８　シーノ大宮センタープラザ３階

※開館時間　９：００～２１：００（平日）９：００～１７：００（土・日・祝日）

第４日曜日は休館

Ｅメールアドレス：danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp

（３）提出方法

持参、郵送、Ｅメール

（４）令和８年１１月２７日（金）１７：００　必着

（５）その他

ア　提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された書類は返却しません。

イ　提出された書類は無断で開示しません。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に基づき開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

６　事業の選定・決定

・企画提案書等の書類審査により選定・決定します。

・書類審査の過程で、申し込み団体に対し、質問を行う場合があります。

・結果は、文書で通知します。

・選定後、「３　応募資格」に適さなくなった時及び当該団体又はその構成員が著しく社会的信用を損なう等により、市が共催するのにふさわしくないと認められたときは、選定を取り消す場合があります。
・事業開始後に不適切な行為があった場合も同様とします。

７　選定後の事務

・事業実施に向け、団体と調整を行います。その際、企画提案の変更を協議する場合があります。
・事業開催日時は、センターの事情により希望に沿えない場合があります。